

第1章

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み

第1節

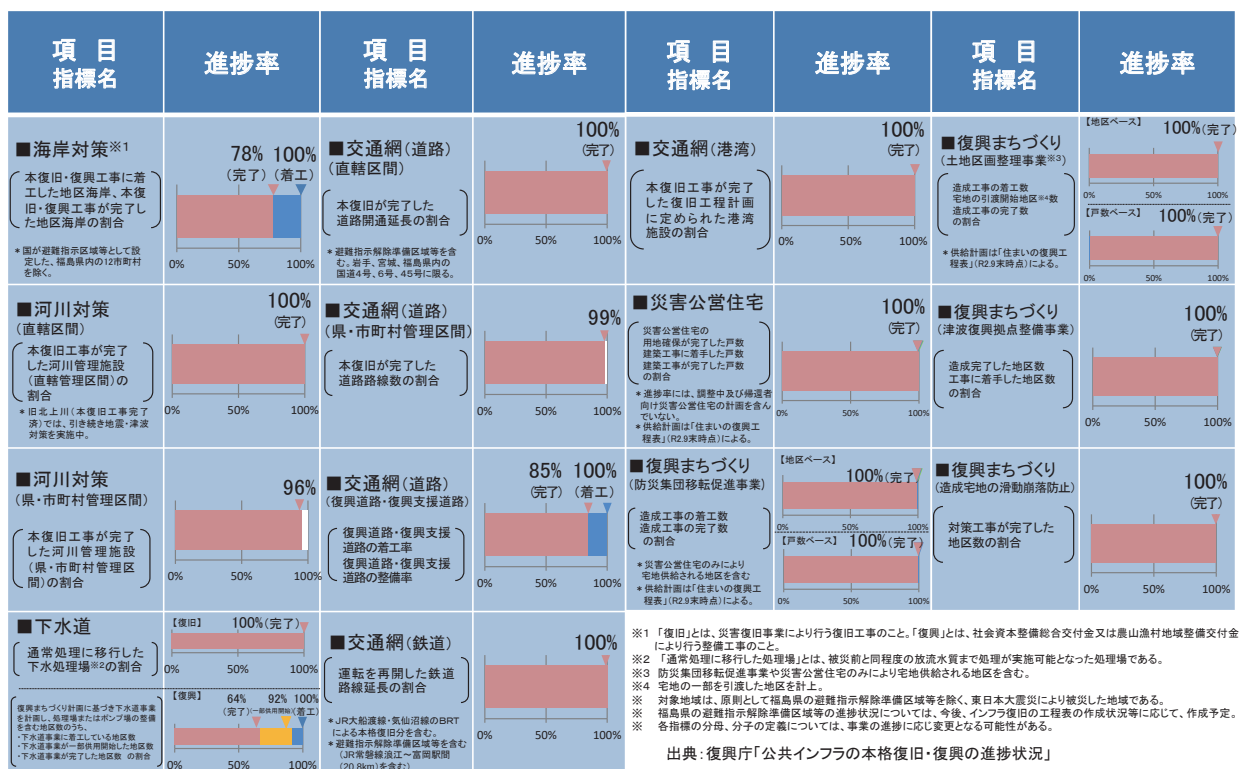
復旧・復興の現状と対応策

東日本大震災からの復旧・復興事業については、国土交通省の最優先課題の一つであり、一日も早い復興を目標に、被災者の声に耳を傾けながら全力で取り組んできた。その結果、道路、鉄道、港湾等の基幹インフラの復旧・整備や住宅の再建・復興まちづくりのハード事業は、地震・津波被災地域では概ね完了した。

一方で、震災から10年を迎えた今でも、被災者が未だに不自由な生活を強いられているなど、様々な課題が残っている。特に福島県では人口減少、高齢化が進行するとともに、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、その復興・再生は道半ばである。

こうした状況を踏まえ、国土交通省としては引き続き、本省、地方整備局、地方運輸局、気象庁、海上保安庁等のそれぞれの現場において、被災地の皆様に寄り添いながら、総力を挙げて取り組みを進めていくとともに、令和3年3月に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、被災地の多様なニーズに対応しながら復興の完遂に向けて取り組んでいく。具体的には、残る基幹インフラの事業の早期完了、宅地の有効活用や必要な生活交通の確保に向けた支援などのソフト面での支援、福島の復興・再生などに取り組む。

図表 II-1-1-1 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和3年1月末時点）



第2節

福島復興・再生等

東京電力（株）の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、福島県全体の避難者数は、約3.6万人に及んでいる。これまでに居住制限区域、避難指示解除準備区域のすべてで避難指示が解除された。帰還に向けた環境整備を進め、帰還支援策や新生活支援を一層深化するとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組みを拡充していく必要がある。また、帰還困難区域においては、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村における特定復興再生拠点区域復興再生計画について認定を行い、それぞれ整備を開始している。令和2年3月には、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を初めて行い、同月にはJR常磐線が全線開通したところである。

国土交通省としては、道路等のインフラの復旧・整備や復興・再生の拠点となる市街地の整備を着実に進めるとともに、観光復興の促進を図っていく。また、「福島イノベーション・コースト構想」の推進のため、福島ロボットテストフィールドにおけるドローンや空飛ぶクルマの実現のための技術実証が円滑に行えるよう、現地に職員を派遣するなどの環境整備に取り組んでいく。

第3節

インフラ・交通の着実な復旧・復興

(1) 総論

国土交通省が所管する公共インフラについては、本格復旧・復興へ向けて、事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進している。今後も、被災地の要望を踏まえつつ、東北の復興を一日でも早く実現するよう取り組んでいく。

(2) 海岸対策

海岸堤防等については、令和3年3月末時点において、復旧・復興工事を行う621の地区海岸のうち、621地区で着工、527地区で完了している。その内、国施工区間（国が災害復旧を代行する区間を含む）約40kmについては、平成29年3月末で全延長において完了した。これらの工事の際には、津波が越流した場合であっても堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造上の工夫を、可能な限り取り入れることとしており、宮城県岩沼市や山元町においては、堤防と一体的な盛土や植生を配置した「緑の防潮堤」を整備している。また、災害廃棄物を堤防盛土材として積極的に活用するとともに、周辺の景観や自然環境にも十分配慮することとしている。

(3) 河川対策

被災した国管理区間の河川管理施設については、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧工事が完了している。引き続き、本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策を実施しており、令和2年度末までには全区間において治水機能を確保するとともに、他事業との調整が必要な箇所等については3年度内の完了を目指している。また、県・市町村管理区間においては、約9割の箇所において本復旧工事が完了している。

(4) 下水道

下水処理場については、被災処理場124箇所（福島県避難指示区域等内3箇所及び廃止2箇所を

除く）すべてが復旧済である。また、被災した下水管 1,012km については、令和2年3月末現在、976km の本復旧が完了している。引き続き、復興計画と整合を図りつつ、早期の復旧・復興を目指すこととしている。

（５）土砂災害対策

福島県において、東日本大震災で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策を推進している。

（６）道路

道路については、①高速道路は、平成27年3月1日に全線開通した常磐自動車道について、復興に伴い順調に利用が図られているとともに、福島県浜通りを中心とした常磐自動車道沿線地域において企業立地の増加、雇用拡大に貢献している。また、常磐自動車道の一部4車線化及び付加車線の設置について、復興創生期間内に概成している。さらに、追加ICの大熊IC、常磐双葉ICについては、同年6月に事業化し、31年3月31日、令和2年3月7日にそれぞれ開通した。②直轄国道は、平成24年度末までに本復旧をおおむね完了（なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、復興計画等を踏まえて復旧）、③復興道路・復興支援道路については、国が中心となって整備する路線全長550kmが令和3年内に全線開通する見通し。（令和2年度末までに計510km・93%が開通）

（７）鉄道

東日本大震災により被災した路線のうち、三陸鉄道については平成26年4月、石巻線については27年3月、仙石線については同年5月に全面復旧した。また、大船渡線については27年12月、気仙沼線については28年3月、BRT^{注1}による本格復旧で合意がなされたほか、山田線については、31年3月に三陸鉄道リアス線として運転が再開された。

常磐線については、27年3月に『将来的に全線で運行を再開させる』との方針を決定し、28年3月に31年度末までの全線開通を目指すこととした。運休区間のうち、原ノ町～小高駅間は28年7月、相馬～浜吉田駅間は同年12月、小高～浪江駅間は29年4月、富岡～竜田駅間は同年10月に開通した。令和2年3月14日、浪江～富岡駅間が開通したことにより、常磐線は全線開通となった。

これにより、東日本大震災により被災した鉄道はBRTによる復旧を含め全て復旧した。

（８）港湾

港湾については、平成29年度に相馬港及び釜石港の防波堤が完成し、主要な港湾施設の災害復旧は完了した。海上保安庁では、東日本大震災により被災した航路標識の災害復旧を令和2年度に完了した。

また、被災地域の経済を支える物流拠点、エネルギー輸入拠点の形成に必要な港湾の整備として、平成29年度に仙台塩釜港仙台港区において国際物流ターミナルの供用を開始したほか、小名浜港において令和2年10月に国際バルクターミナルの供用を開始するなど、各港において復興事業が完了した。

注1 Bus Rapid Transit の略で、バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させた交通システム

第4節

復興まちづくりの推進・居住の安定の確保

被災者が住まいの確保について見通しを持てるよう、地方公共団体からの報告に基づき、民間住宅等用地の供給及び災害公営住宅の整備の見通しを取りまとめた「住まいの復興工程表」を踏まえ、復興まちづくりの推進・居住の安定の確保に取り組んでいる。被災市町村における人員やノウハウの不足を補い、円滑に事業を進める必要がある。

このため、被災地方公共団体等への人的支援や、被災地方公共団体の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、(独)都市再生機構の活用等により、事業の推進を支援しているほか、事業の効率的な実施のための手続に関する通知等による技術的支援や、支援施策を取りまとめたウェブサイト「復興まちづくり情報INDEX」の公開等による情報提供を行っている。

(1) 復興まちづくりの推進

復興まちづくりにおいては、住民の居住に適切でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を支援する防災集団移転促進事業や、津波被災市街地における現地再建や、高台等への移転先の宅地整備等を行うにあたって、宅地と道路等の公共施設を一体的に整備するなど総合的なまちづくりを支援する被災市街地復興土地区画整理事業等を実施している。

令和2年12月末時点で、防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づき実施された324地区(8,374戸)の造成工事が完了した。また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき実施された50地区(民間住宅等用地9,358戸)の宅地造成工事が完了した。

(2) 居住の安定の確保

居住の安定を迅速に確保するため、自力での住宅再建・取得が可能な被災者に対しては、(独)住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を行っているほか、宅地に被害が生じた場合についても支援するため、災害復興宅地融資を実施している。また、既往の貸付けについても、最長5年間の払込み猶予・返済期間の延長や、猶予期間中の金利引下げ措置を実施している。

また、自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対して、地方公共団体が災害公営住宅を供給しており、家賃低廉化等に係る費用に対する支援及び譲渡に係る特例措置を講じている。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対応として、避難指示区域に居住していた方々(避難者や帰還者)に対して、地方公共団体が災害公営住宅を供給しており、整備や家賃低廉化等に係る費用に対する支援及び入居者資格や譲渡に係る特例措置を講じている。これら災害公営住宅については、令和2年12月末時点で、岩手県、宮城県では、それぞれ「住まいの復興工程表」に基づく計画戸数5,833戸、15,823戸がすべて工事完了し、福島県では、計画戸数が未確定な帰還者向け及び調整中の原発避難者向けを除き、7,997戸がすべて工事完了した。

第5節 地域公共交通の確保と観光振興

(1) 地域公共交通の確保

東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対しては、地域公共交通確保維持改善事業を活用して被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援するため、同事業の補助要件の緩和等の特例措置を講じている。具体的には、地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持や、仮設住宅と病院、商店、公的機関等との間の日常生活の移動確保を目的とする地域内のバス交通等の確保・維持について支援している。

(2) 観光振興

東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、令和2年に東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする目標を掲げ、観光庁・日本政府観光局では、東北に特化した海外主要市場向けデスティネーションキャンペーンとして、海外の著名人を活用した東北の魅力の情報発信、メディア・旅行会社招請や共同広告、オンライン旅行会社と連携した送客促進など集中的なプロモーションを平成28年から継続的に実施するなどしており、令和元年には、目標である150万人泊を上回ることができた。

しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染症が東北を含めた全国各地の観光地に及ぼす影響は、深刻なものである。このため、Go Toトラベル事業等によって、失われた旅行需要の回復を図るとともに、「安全で安心な新しい旅のスタイル」を普及・定着させているところである。

また、令和3年に延期された復興五輪に向けて、インバウンドの効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化させるため、東北6県による滞在コンテンツの充実・強化や受入環境整備などのインバウンドを呼び込むための取り組みを、東北観光復興対策交付金により支援した。

福島県については、国内観光も含めて復興を最大限に促進するため、同県が実施する国内プロモーションや教育旅行再生事業等の風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行っている。

第6節 復興事業の円滑な施工の確保

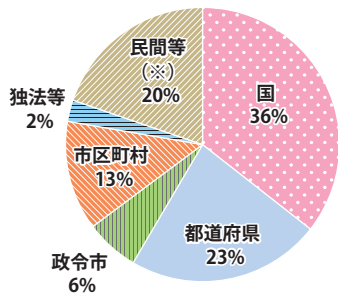
被災地の復旧・復興事業についても、道路、鉄道等基幹インフラの復旧は着実に進んでおり、住宅再建・まちづくりについては、おおむね「住まいの復興工程表」どおりに進んでいる。

国土交通省では、復旧・復興事業の円滑な施工確保を図るため、「復興加速化会議」（平成25年3月以降11回開催）や「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」（平成23年12月以降8回開催）において、関係機関や関係業界と連携しながら必要な対策を講じてきた。この中では、実勢価格に応じた予定価格の設定のため、被災3県の公共工事設計労務単価を25年4月より9度にわたり引き上げ、被災地の施工実態を踏まえた復興歩掛や復興係数の導入を行った。

さらに、災害公営住宅整備や学校、庁舎、病院等の公共建築工事についても、実勢価格や現場実態を的確に予定価格に反映させるため、災害公営住宅に係る標準建設費の特例措置の継続や、「営繕積算方式」等の普及を図るとともに、公共建築相談窓口における個別相談への丁寧な対応などにより、円滑な施工確保対策の取り組みを進めている。

図表Ⅱ-1-6-1 公共建築相談窓口における対応状況（全国集計）

相談者別内訳（令和2年4月～令和3年3月）（全国）



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

相談内容別内訳（令和2年4月～令和3年3月）

相談内容	件数 (全国)	件数 (東北管内)
企画・予算措置	205	53
発注・実施 (設計、積算、入札契約手続き、工事監理)	1,038	31
保全	327	18
その他	288	67
合計	1,858	169

窓口へのご相談は、国土交通省のウェブサイト「公共建築相談窓口」又は電子メールアドレス「hqt-eizensoudan@gxb.mlit.go.jp」までお寄せ下さい。

第7節

東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくり

東日本大震災の教訓を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。同法は、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するものである。

国土交通省では、津波災害に強い地域づくりのため、地方公共団体に対する支援として、同法の施行に関する技術的助言を通知するとともに、津波浸水想定の設定に関する手引きの公表、津波浸水想定に係る相談等の技術的支援を行っている。

令和3年3月末時点で、37道府県において、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が公表されている。また、18道府県において津波災害警戒区域が指定され、そのうち静岡県伊豆市において津波災害特別警戒区域が指定されている。さらに、15市町において津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）が作成されている。

被災地においては、24地区で、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（2年3月末時点）など、「津波防災地域づくりに関する法律」を活用した復興の取組みが進められているところである。

また、津波防災地域づくりの更なる推進のため、「津波防災地域づくり支援チーム」を設置し、地方公共団体からの相談・提案にワンストップで対応している。

今後とも、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、海岸堤防等のハード整備や避難訓練等のソフト施策を組み合わせることにより、国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。

【関連リンク】

復興庁 東日本大震災発災10年ポータルサイト 出典：復興庁 URL：<https://www.reconstruction.go.jp/10year/>